

【ロシア】ベラルーシとの安全保障条約の批准

海外立法情報課 堀田 主

＊2025年2月28日、前年12月にミンスクで署名されたベラルーシとの安全保障条約の批准を定める連邦法が成立した。

1 背景

2022年2月のウクライナ侵攻を機に、ロシアはベラルーシとの関係を変化させつつある。ロシア人・ウクライナ人・ベラルーシ人は、歴史や文化の面で近い関係にある東スラヴ系の民族である。しかし、1991年末のソ連解体後、ウクライナはロシアと異なる国家形成を進めた一方で、ベラルーシはロシアとの統合路線を歩むという対照的な構図が形成されてきた¹。実際に、ロシア・ベラルーシ両国は、1999年の「連合国家創設条約」²によって、既に部分的な統合を実現している。以上の状況がある中で、2024年12月6日、ベラルーシの首都ミンスクにおいて、「ロシア連邦とベラルーシ共和国の連合国家の枠組みにおける安全保障に関する条約」³（以下「ロシア・ベラルーシ安全保障条約」）が、両国首脳によって署名された。これにより、ベラルーシの主権等に重大な脅威が生ずる場合、ロシアが核兵器を使用することが容認された。

なお、条約の署名に先立ち、2024年11月19日、ロシアのプーチン（Vladimir Putin）大統領は自身の大統領令により、ロシアの核兵器の使用基準を定める「核ドクトリン」を改定した⁴。この改定においても、ロシアが核兵器を使用するハードルが引き下げられることとなった。ロシア・ベラルーシ安全保障条約の締結は、この改定とともに、米国の長距離ミサイルによってウクライナがロシア領内を攻撃することを認める、同月17日のバイデン（Joe Biden）米大統領（当時）の決定への対抗措置という側面もあると見られている⁵。

2 条約の批准

2025年2月28日、連邦法第12号「ロシア連邦とベラルーシ共和国の連合国家の枠組みにおける安全保障に関する条約の批准について」が成立し、当該条約の批准へと至った（2月18日下院採択、2月26日上院承認）⁶。

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年4月9日である。

¹ 服部倫卓「ロシア・ウクライナ戦争を奇貨に生き延びたベラルーシの独裁者ルカシェンコ（上）」2025.2.12. Foresight ウェブサイト <<https://www.fsight.jp/articles/-/51193>>

² “Договор о создании Союзного государства.” Информационно-аналитический портал Союзного государства <<https://soyuz.by/dogovor-o-sozdanii-soyuznogo-gosudarstva>>

³ ロシア語の原文は、以下のロシア外務省のウェブサイトを参照。“Договор между Российской Федерацией и Республикой Беларусь о гарантиях безопасности в рамках Союзного государства.” Министерство иностранных дел Российской Федерации <https://www.mid.ru/ru/foreign_policy/international_contracts/international_contracts/2_contract/62699/>

⁴ Указ Президента Российской Федерации от 19.11.2024 № 991 “Об утверждении Основ государственной политики Российской Федерации в области ядерного сдерживания” <<http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202411190001>>

⁵ “Putin signs security treaty with Belarus including possible use of nuclear weapons,” Euronews, 07.12.2024. <<https://www.euronews.com/my-europe/2024/12/07/putin-signs-security-treaty-with-belarus-including-possible-use-of-nuclear-weapons>>

⁶ Федеральный закон от 28.02.2025 № 12-ФЗ “О ратификации Договора между Российской Федерацией и Республикой Беларусь о гарантиях безопасности в рамках Союзного государства” <<http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202502280020>>

3 条約の構成及び内容

ロシア・ベラルーシ安全保障条約は、前文と全9か条から成る。有効期間は10年間とされ、いずれかの締約国が解除を求めない限り、有効期間は自動的に更新される（第9条）。

(1) ロシア・ベラルーシ間の安全保障協力の根拠

両国の安全保障協力の根拠として、前文において以下の3つの条約が示されている。第一に、前述の1999年に締結された「連合国家創設条約」である。第二に、1997年に締結された「ロシア連邦とベラルーシ共和国間の軍事協力に関する条約」⁷である。同条約は、ロシアとベラルーシの国家統合の準備段階として、国防をめぐる財政協力や情報共有等を定めたものである。そして第三に、ロシア、ベラルーシ、アルメニア、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの6か国による1992年の「集団安全保障条約」⁸である。同条約は、2002年に集団安全保障条約機構（Collective Security Treaty Organization: CSTO）という軍事同盟へ発展しており、加盟国間の集団安全保障及び集団的自衛権が規定され、共同でのテロ対策等が実現している⁹。ロシア・ベラルーシ安全保障条約は、これら既存の条約を根拠としつつ、両国による「現代の課題と脅威に効果的に対応する共同の努力」を定めたものとなる。

(2) 想定される対応

両国は、いずれかの締約国及び連合国家全体の安全が侵害された場合、政治、軍事その他の分野で適切な行動を取ることが規定された。その対象としては、第三国及びその関連団体、国際組織、テロ組織及び過激派組織が挙げられている。これらの主体による、締約国の主権、独立、憲法秩序、連合国家の領土及び外部国境に関する「保全及び不可侵性に対する脅威として理解されるもの」が「適切な行動を取る」際の基準として想定されている（第2条第2項）。

(3) ベラルーシ領内への軍事施設の設置及び核兵器の使用可能性

両国は、連合国家の構成国に対する武力攻撃を連合国家全体に対する侵略行為とみなし、利用可能なあらゆる力と手段を用いて適切な報復措置を講じることが定められた（第4条第1項）。こうした侵略行為を防止し、撃退するために、ベラルーシ領内にロシアの軍事施設等を設置し、またロシアの軍隊を駐留させることが可能となった（第5条）。

両国はまた、ロシアの核兵器について、「核による軍事紛争及び通常兵器による軍事紛争の発生を防止する上で重要な要素であるとともに、その使用が極端かつ強制的な手段となる抑止手段」と定義している（第6条第1項）。これにより、いずれかの締約国の主権又は領土保全に重大な脅威が生じた場合において、ロシアの核兵器の使用可能性が明記された（同条第2項）。

⁷ “Договор между Российской Федерацией и Республикой Беларусь о военном сотрудничестве.” Министерство иностранных дел Российской Федерации <https://www.mid.ru/ru/foreign_policy/international_contracts/international_contracts/2_contract/47428/>

⁸ “Договор о коллективной безопасности.” Организация Договора о Коллективной Безопасности <https://odkb-csto.org/documents/documents/dogovor_o_kollektivnoy_bezopasnosti/>

⁹ 2024年6月、アルメニアは、アゼルバイジャンとの関係悪化にかかわらず、ロシアがCSTOの安全保障上の義務を果たしていないとして、CSTOからの脱退を表明している。“Armenia to leave Russia-led security bloc, says PM,” *Reuters*, 13.06.2024. <<https://www.reuters.com/world/europe/armenia-leave-russia-led-security-bloc-says-pm-2024-06-12/>>